一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁海洋情報部　東京都江東区青海二丁目五番十八号
二　水路測量を実施する区域及び期間
イ　区域
(イ)　北緯三二度二五分四一秒東経一三四度〇一分五二秒の地点を中心とする半径一・〇海里の円によって囲まれる区域内
(ロ)　北緯三二度四九分東経一三三度四〇分の地点を中心とする半径〇・六海里の円によって囲まれる区域内
(ハ)　北緯三二度五二分一六秒東経一三四度四八分五〇秒の地点を中心とする半径〇・八海里の円によって囲まれる区域内
(ニ)　北緯三三度二一分東経一三四度五六分四〇秒の地点を中心とする半径〇・八海里の円によって囲まれる区域内
(ホ)　北緯三三度〇九分三七秒東経一三五度三四分一八秒の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内
(ヘ)　北緯三三度二〇分〇二秒東経一三六度一九分五七秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内
(ト)　北緯三三度二六分東経一三六度二〇分の地点を中心とする半径一・二海里の円によって囲まれる区域内
(チ)　北緯三三度四〇分一二秒東経一三六度五九分四五秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内
(リ)　北緯三四度一〇分五〇秒東経一三七度二三分一〇秒の地点を中心とする半径〇・七海里の円によって囲まれる区域内
(ヌ)　北緯三三度五二分三七秒東経一三七度三五分四二秒の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内
(ル)　北緯三四度〇五分〇三秒東経一三八度〇七分五九秒の地点を中心とする半径一・三海里の円によって囲まれる区域内
(ヲ)　北緯三四度五七分四三秒東経一三九度一五分四八秒の地点を中心とする半径〇・八海里の円によって囲まれる区域内
ロ　期間　平成二十四年十月六日から平成二十四年十月二十二日まで
三　水路測量の実施方法　音響測距装置、GPS測位装置、塩分水温深度測定装置等による海底地殻変動観測
四　航行船舶に対する安全措置
イ　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚
ロ　三管区水路通報第三十七号（平成二十四年九月二十一日発行）、及び五管区水路通報第三十七号（平成二十四年九月二十一日発行）

○東北地方整備局告示第百三十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年九月十八日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十三号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
米沢市万世町片子字片子向五三三〇番から同市万世町片子字柏原東五〇五六番六まで	前	一九・七〇～五五・九〇メートル
	後	一九・七〇～四〇・〇〇メートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○関東地方整備局告示第三百三十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年九月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月十八日

関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	さくら市蒲須坂字十三人七六番一から同市蒲須坂字東原一二〇番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年九月十八日

○関東地方整備局告示第三百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年九月十八日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　千葉県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年関東地方整備局告示第二百十六号印西都市計画道路事業三・一・二号千葉ニュータウン中央線二号及び成田都市計画道路事業三・四・三十二号北千葉道路線
三　事業施行期間　自平成十九年六月八日至平成三十一年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

国会事項

参議院

辞令

（第三特別調査室首席調査員）
参議院参事　小野　哲
参議院常任委員会調査員に任ずる
総務委員会調査室勤務を命ずる
総務委員会調査室首席調査員を命ずる
（総務委員会調査室首席調査員）
参議院常任委員会調査員　荒井　達夫
国土交通委員会調査室勤務を命ずる
国土交通委員会調査室首席調査員を命ずる
（委員部第五課長）参議院参事　宮崎　一徳
委員部第一課長を命ずる
委員部第六課長兼務を解く
参議院法制局参事　山岸　信雄
参議院参事に任ずる
委員部第四課長を命ずる
（庶務部会計課長）参議院参事　塚本　禎宏
委員部第五課長を命ずる
（委員部第二課長）同　青木勢津子
委員部第七課長を命ずる
（委員部第一課長）同　林　浩之
庶務部議員課長を命ずる
（委員部第七課長）同　山口　秀樹
庶務部会計課長を命ずる
（財政金融委員会調査室次席調査員）参議院常任委員会調査員　金子　隆昭
参議院参事に任ずる
委員部第六課長を命ずる
（秘書課秘書主幹）参議院参事　加賀谷ちひろ
庶務部厚生課長を命ずる
（委員部第四課長）同　笹口　裕二
第三特別調査室勤務を命ずる
第三特別調査室首席調査員を命ずる
参議院参事　岩波　祐子
秘書課勤務を命ずる
秘書課秘書主幹を命ずる
参議院常任委員会調査員　山田　千秀
参議院参事に任ずる
庶務部議員課勤務を命ずる
庶務部議員課議員主幹を命ずる
（環境委員会調査室次席調査員）
参議院常任委員会調査員　金子　和裕
厚生労働委員会調査室勤務を命ずる
厚生労働委員会調査室次席調査員を命ずる
（企画調整室次席調査員）同　中西　渉
行政監視委員会調査室勤務を命ずる
行政監視委員会調査室次席調査員を命ずる
参議院参事　琴岡　英一
参議院常任委員会調査員に任ずる
企画調整室勤務を命ずる
企画調整室次席調査員を命ずる
参議院常任委員会調査員　縄田　康光
経済産業委員会調査室次席調査員を命ずる
（庶務部長）参議院参事　美濃部寿彦
庶務部厚生課長事務取扱を解く